

2025 年度 重要事項説明書（特定地域型保育事業用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人くじら
代表者氏名	理事長 田崎 耕太郎
法人の所在地	長崎県大村市富の原 1 丁目 1113 番地 1
法人の電話番号	0957-55-0558

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	伊丹くじら保育園
所在地	伊丹市清水 2 丁目 3 番 28 号
電話番号	TEL 072-768-9415 FAX 072-768-9416
管理者名	園長 川西 弘子
認可定員（年齢別）	0 歳児 12 名
	1 歳児 13 名
	2 歳児 13 名
	3 歳児 14 名
	4 歳児 14 名
	5 歳児 14 名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施しています。
第三者評価の概要	今年度以降に実施する予定です。
職員への研修の実施状況	内部研修年 3～5 回、外部研修年 3～5 回
認可年月日	平成 29 年 4 月 1 日
事業所番号	6310005007375

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	保育に必要な乳児および幼児の受け入れ、保育事業
理念	おもしろいことなんでもくじら級
保育目標	『自分を信じる』 『夢に向かって遊ぶ』 『地域を愛する』
保育方針	1、『個々のやりたい事を達成できる伴奏者となる ・こどもの心も体も夢も「くじら」のようにおおきくなるような保育を行います。 2、基本的生活習慣を家庭と一緒に築いていく ・基本的生活習慣を家庭と築き、個々の「やりたいこと」を達成できるようにお手伝いします。 3、地域の人、自然と関わりをもち、感謝の心を育てる ・地域の人との関わりを大事にします。また「ありがとう」の心を育てる保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

敷 地	全 体	855.54 m ²		
建 物	構 造	鉄骨造2階建て		
	延 べ 面 積	499.97 m ²		
施 設 の 内 容	乳 児 室	1 室 (39.80 m ²)	ほふく室	1 室 (50.23 m ²)
	保 育 室	4 室 (155.76 m ² 、2～5 歳児保育室)		
	調 理 室	1 室 (10.74 m ²)	乳児用トイレ	1 室 (3.59 m ²)
	調 乳 室	1 室 (1.04 m ²)	沐浴室	1 室 (2.49 m ²)
設 備 の 種 類	冷暖房 床暖房 (0～2 歳児保育室)			
そ の 他	幼児用マルチシンク付・玄関・医務室兼事務所			

5. 職員体制 2025 年 4 月 1 日～

区分	職務の内容	常勤	非常勤
施 設 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 人	0 人
保 育 士	家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行う	14 人	4 人
調 理 員	献立作成、給食およびおやつ調理および提供	3 人	1 人

※委託

* 当園では、「兵庫県社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」および「伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

* 職員体制は保育児童の状況により変動する可能性があります。今後園内で職員体制の閲覧が可能です。

6. 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
開 園 時 間	7 時 00 分から 19 時 00 分 (延長保育時間 18 時 00 分から 19 時 00 分)
休 園 日	日曜日、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日
そ の 他	土曜日のみ 7 時 00 分から 18 時 00 分 (延長保育はありません)

* 警報発令時の対応について

・ 停電等でライフラインがストップした場合のみ、保護者に連絡をしてお迎えにきて頂きます。

* 感染症流行時の対応について

・ 医療機関や行政機関と連携をとりながら、以下のように対応していきます。

《感染症の対策》

伊丹市内で感染症に関連する情報があつた場合には、速やかに職員で共有するとともに、保護者にも注意喚起を図ります。園内での感染性の病気が発生した場合は、ホワイトボードに掲示し、全職員と保護者が確認できる状況を整えます。

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	7 時 00 分から 18 時 00 分 (開園時間は 7 時 00 分から)
	延長保育時間	18 時 00 分から 19 時 00 分
保育短時間認定	保育時間	8 時 30 分から 16 時 30 分
	延長保育時間	7 時 00 分から 8 時 30 分、16 時 30 分から 18 時 00 分

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

教育・保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- ・献立表は月末に、別途お知らせします。
- ・児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 15 分頃	10 時 45 分頃	15 時 00 分頃	
1 歳児	9 時 15 分頃	11 時 00 分頃	15 時 00 分頃	
2 歳児	9 時 15 分頃	11 時 00 分頃	15 時 00 分頃	
3 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時 00 分頃	
4 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時 00 分頃	
5 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時 00 分頃	

③ アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さまに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
- ・除去食及び代替食に対応しています。
- ・厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、当園の食物アレルギー対応マニュアルを策定し、適切な対応に努めています。

④ その他衛生管理等

おやつ・食事の提供時の衛生管理

- ・食事・おやつ前には、各自手洗いとテーブルを拭くことを徹底します。毎日の消毒と定期的に業者による点検も実施することで、調理室の衛生管理を徹底します。
- ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に 1 回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、伊丹市が定める保育料をお支払いいただきます。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

③ 延長保育料について

伊丹市が定める延長保育料をお支払いいただきます。

11. 利用の開始について

当園では、伊丹市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が満6歳を迎える年度の3月31日まで
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

嘱託医による、6月と11月の年2回の検診を予定しています。

① 内科

医 療 機 関 の 名 称	山崎こどもクリニック
医 院 長 名 又 は 医 師 名	山崎 美苗子
所 在 地	伊丹市千僧6丁目103番地7号
電 話	072-770-7330

② 歯科

医 療 機 関 の 名 称	和歯科医院
医 院 長 名 又 は 医 師 名	大木 和
所 在 地	伊丹市伊丹1丁目8番25号
電 話	072-770-7777

14. 緊急時の対応方法

- ・ お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
- ・ 園と保護者がいつでも連絡を取りあえる体制を整えます。職場の電話、携帯電話等から2つ以上のアクセスを確保し、緊急時の連絡が確実にとれるようにします。
- ・ 緊急連絡先として、2人以上の連絡先を提出していただきます。（別紙配布）

15. 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	消防計画書により対応します。				
避 難 訓 練	火災（災害）を想定した避難訓練を月1回実施				
防 災 設 備	自動火災報知機	誘導灯	防火カーテン	ガス漏れ報知器	非常警報装置
避 難 場 所	伊丹市立 北中学校				

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	損保ジャパン日本興亜
保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 金 額	100,000 千円

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受 理 担 当 者	主任 米田 美貴	
受 理 責 任 者	園長 川西 弘子	
利 用 時 間	9 時 00 分から 17 時 00 分	
連 絡 先	電話 072-768-9415 FAX 072-768-9416	
第 三 者 委 員	氏名：下元 高文（しももと たかふみ） 電話：06-6131-0288 役職・肩書き等：弁護士	氏名：勝野 正巳（かつの まさみ） 電話 072-784-2364 役職・肩書き等：清水自治会長
受 付 方 法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

19. 連携施設

連 携 施 設 の 種 類	小規模保育園
連 携 保 育 所 名	伊丹くじら小規模保育園
連 携 施 設 住 所	伊丹市南本町1丁目1番地12号セントラル第2伊丹1階
連 携 施 内 容 の 概 要	合同保育・土曜保育・行事参加・後方支援など
連 携 施 設 の 種 類	中規模保育園
連 携 保 育 所 名	梅ノ木くじら保育園
連 携 施 設 住 所	伊丹市梅ノ木4丁目6-8
連 携 施 内 容 の 概 要	合同保育・土曜保育・行事参加・後方支援など

20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、別紙「個人情報の保護について」を掲げています。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

利用区分	費用の種類	使途・目的	納付額	納付時期
れんらく袋	教材費	配布物管理	実費	入園進級時
カラー帽子・Tシャツ代	被服費	園生活の際着用	実費	入園進級時
行事費	行事費	プレゼント代	実費	入園進級時
2号認定を受けたこどもに係る主食給食費	主食費 副食費		月額 1,000 円 月額 6,000 円	毎月末

※2 年目以降は進級時に、別途お知らせ致します。

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

2. 延長保育に係る利用者負担

延長保育料金（標準時間部）	月曜日から金曜日まで	18 時 00 分～19 時 00 分 伊丹市の規定に準じる （月額 4,000 円）
延長保育時間（短時間部）	月曜日から土曜日まで	7 時 00 分～ 8 時 30 分 16 時 30 分～18 時 00 分 伊丹市の規定に準じる （月額 4,000 円）

※当園は、19 時 00 分が閉園となっております。必ず 19 時 00 分までに降園できるようお迎えをお願いします。

※契約時間を超過した場合、超過時間 1 時間につき、1,000 円の延長保育料が発生いたします。

（遅延届がある場合は提出してください。保育料は発生いたしません。）

※月末に園より、徴収袋をお渡しいたします。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、使用する事に同意します。

- 1) 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 2) 緊急時において、病院その他の関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法法人くじら

伊丹くじら保育園

園長 川西 弘子

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

自署の場合は印不要

重要事項説明書についての同意書

年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人くじら 伊丹くじら保育園

説明者 園長 川西 弘子

主任 米田 美貴

私は、本書面に基づいて伊丹くじら保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名 _____ 印 _____

児童との続柄

児童名

児童名